

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

紀美野町

1 促進計画の区域

次に掲げる土地の区域とする。

- 小畑（森ノ坪、馬場西、馬場東、庄田坪、小畑、寺東、中垣内、宮、北山、埋谷、松ノ木谷、内ノ畑、登尾）
- 動木（曲谷、下墓尾、保場、坊ノ原、上墓尾、檜河、芝崎、檜河内、冷水、栗林、段子峰、広尾峰、下大谷、上大谷、大西谷、楠木、大竹、原谷、露谷、馬谷、瀬ノ上、香畑、新在家、新平、桑添）
- 柴目（西谷、堂谷、東谷、久保原、上鷲谷、下鷲谷、黒蔵、向畑、柴目尾、長浴、清郷）
- 長谷（縄手、西垣内、堂ノ尾、境谷、牛屋谷、西浦谷、里神、切池、城ヶ丸、赤坂、長尾、向田、横山、栗林、曲里、常田、大峰、芝ノ戸上切、芝ノ戸下切、滝谷、釜ヶ谷、西浦谷上、西浦谷下、大頭、内ノ蔵、東谷）
- 下佐々（西上柄谷、西下柄谷、東上柄谷、東下柄谷、下石取場、上石取場、北原、上湯ノ戸、下湯ノ戸、露谷、上中通、下中通、西ノ窪、南野尻、飛ノ瀬、軽戸瀬、上庄原、下庄原、常田、東小倉郷、上小倉郷、西小倉郷、上吉見、中吉見、下吉見、切レ池）
- 吉野（登尾通、堂山通、細尾通、長尾通、薬師尾通）
- 福井（桑原、四通、川口垣内、西口垣内、川付、砂取、田尻垣内、檜本、有木、下農手、上農手、久保、大水口、小間粉田、四通り、隣垣内、芝土、南垣内、野添、土橋、西垣内、中嶋、長通り、形部、上津呂、松林、桐山、黒石、出水谷中、新田、長尾、黒沼田、菖蒲谷、下菖蒲、志野々平、岩谷、重岩、松川、河口、檜山、伊勢谷、井堰前、東、土居、里神、馬場奥、三口、練浴）
- 奥佐々（鳥淵、馬場通、西岡、中ノ切、美濃林、出水、森ノ峪、嶽ヶ、中尾、高木、村田、流谷、葛葉、柳添）
- 中田（鳶、有本、尾保手、横谷、中坪、横野、大垣内、赤井、道永、下西、上西、田中、恩田、丸山、滝山、恩地、中尾、東後、山頭、内田、浴田、岡、赤平田、田尻、大石ヶ原、新庄奥）
- 梅本（木津垣内、六反田、下前、上畑、谷瀬、久保田、西ノ口、山口、西柳沢、東柳沢、水ノ本、丸岩、上永尾、下永尾、深山谷、窪奥、向山、宮ノ本）
- 坂本（沼田垣内、梅ノ木谷、東隠地垣内、蓑垣内原、湯屋ノ谷、大神宮奥、前戸田、岩谷、松尾谷、旦畑垣内、蓑原、月ノ木、中筋、堂ノ前、久保垣内、岡垣内、井戸ノ上、堂ノ平、井戸谷、小根田谷、陰地奥、下前戸、楮原、上前戸）
- 松瀬（堀越、小峰、シロソ、八ヶ峰、来川、寺ノ本、広畑、北峰、瓜根、植松、大谷）

- 釜滝（五計田、露口、隠地、寺原、向原、柴ノ戸、都合田、古埜、丸山、粟津、鶴ノ嶽、八十子）
- 国木原（寺垣内、西ノ谷、東谷、槌ノ子、三山谷、應神峯、東水ケ本、中尾原、東峯、小石谷、滝谷、天狗岩、山田、滝ノ原、奥開）
- 西野（宮ノ前、蓑原、野尻前、絵図、西ノ谷、尾原、寺岡、正福寺、石谷、三山）
- 東野（森坪、西垣内、ロクロシ、大芝、堂西、堀垣内、石谷）
- 福田（落合、沢、垣内、東出、念樋、白枝）
- 神野市場（神原、大野、北山、市本、女郎、南山）
- 野中（中筋、神野久保、宮山添、莊田、小沼、前沢、長山、河原、門田、山添、輕井、後呂）
- 安井（中道、久保田、山田）
- 南畑（西原、中筋、上町、古谷）
- 箕六（谷東、上原、大峯、上町、西原、谷西、焼尾谷）
- 樋下（垣内、大原、麻生津）
- 永谷（谷通、東上、西上）
- 上ケ井（上井谷、日裏原、中筋、中内、久保裏、上手、西久保、小松、西原）
- 三尾川（長津呂、後畑、椎木谷、寺原、小西浦、葛蒲、前畑）
- 大角（柿ノ戸、日浦、萱場、堂原）
- 津川（谷口、野中、中通、堂垣内、瀬垣内）
- 明添（下日向、上日向、上隠地、下隠地）
- 鎌滝（日裏、恩徳、上隠地、下隠地）
- 赤木（井原下、井原上、下通、上通）
- 高畑（下浦、上浦、鎌倉谷）
- 桂瀬（垣内、平ノ垣内、中野谷）
- 今西（涌上、橋向、柄尾、小原、溝下、川向、折登、川北）
- 松ヶ峯（溝ノ下、川向、東尾、桂川、孫浴、切口、桂尾）
- 菅沢（川向、日浦）
- 田（北原、奥手、中畑、川向、日浦、平原）
- 谷（大井坪、堂ノ原、隠地、切穴、桂畑、中尾、谷垣内、鎌倉、日浦、岩花、菅ノ谷、楡ノ木、松尾谷、三ツ谷）
- 中（林家、下谷、阿弥陀ノ谷、姫谷、今井田、夢山、平原、栗ノ木浴）
- 滝ノ川（滝畑、平浦、東尾、青貝、森屋谷、外ノ久保、村貝、中尾、鮎ノ原、大畑、西ノ原、水ノ川、平原）
- 毛原下（小久保、山戸、神田、赤地、平岩、流田、下峰、谷垣内、赤岩、石尾、石垣内、ヒツ岩、長谷尾、小別当、大岩浴、鳥帽子岩、ナメラ滝、城山、滝ノ奥、千原谷、岩瀬）
- 小西（三口原、棚原、朝日、吉原、大西）

- 毛原中（前窪垣内、道浦下ノ切、道浦上ノ切、古市中ノ切、古市上ノ切、桶谷、越打、神崎、岡ノ段、滝本）
- 毛原宮（明賀口、南サコ、宮垣内、犬飼垣内、梅瀬垣内、犬飼谷、北垣内、古垣内、界西谷、界西）
- 毛原上（尊房、万京、染石、栗坊、大京地、五反田、平垣、小金岩、丸山、亀山、鶴山、大和）
- 長谷宮（高城谷、柳盛山、西谷、北谷、天狗山、中露、阪ノ谷、祭駕崎、長ノ盛、嶽原、内ノ峠、狸尾、狼谷、馬場向、月ノ盛、柳生谷、冷水）
- 井堰（久木原、奥ノ谷、谷口、森脇、岡田、吉井原、中家垣内）
- 蓑垣内（芝垣内、土井ノ内、山本、溝落、北前田、東垣内、東幕谷、西幕谷）
- 真国宮（上ノ段、キ子リ、山本、シホノ本、宮ノ前、ヲサキ、宮垣内、丸山、妙見、洗戸、ナコタ、栃又、栃谷、奥山、イラ原）
- 蓑津呂（神ヤノ瀬、ツ口、野間ノ瀬、寺垣内、大畑、八幡垣内、コノ谷、坂垣内、田和垣内、奥ノ谷、大平、岡ノ下、ササミ谷、深山、山道、カケ畑）
- 花野原（垣内、鍋谷、真砂原、カケ、寺垣内、奥ノ谷、峠谷）
- 初生谷（子ブノセ、滝本、西ノ戸、鯉谷、谷口）
- 北野（芦谷、東畑、上岡、中尾、北原、中山、尾筋、山下、ユヤノ谷、口稲村、奥稲村、北山）
- 円明寺（平野、居垣内、ションダ、向原）
- 勝谷（カラタケ、西ノ門、上ノサキ、峠谷、オンジ、長峰、ナル松、ミツカセ谷、近山、上カラタケ）
- 四郷（西ノ谷、居垣内、小松原、事ナシ）

2 促進計画の目標

1. 町内全域

(1) 現況

本町は、貴志川の上流部に位置し、傾斜地を利用した農地が多く、米、柿、柑橘類、山椒を主とした経営が行われている。特定農山村地域に指定されるなど、平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行うことが必要である。

(2) 目標

(1) を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第2号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第1号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

実施を推進する区域	実施を推進する事業
町内全域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

1 法第3条第3項第1号に掲げる事業について

県の基本方針において、農業者団体等による各種の取組の効果的な促進を図るために、地域毎の多様な特質を踏まえ、農業者団体等に対し、地域環境や営農の状況、取組の実態等に応じたきめ細かい指導・助言等の支援が適切に行われることが必要であり、このためには、都道府県、市町村、農業団体等多様な主体が参画し、総合的な観点から農業者団体等に対し、これまでの農地・水保管理支払等における支援の知見や推進体制の活用等による、地域の実情を踏まえた支援を行うことのできる推進体制を整備することが必要であるとしている。以上を踏まえ、本町も推進体制に参画し、農業者団体等への丁寧かつきめ細やかな支援ならびに制度のより効果的かつ円滑な実施に資するものとする。

2 法第3条第3項第2号に掲げる事業の対象農用地の基準について

(1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

半島振興法

イ 対象農用地

(7) 急傾斜農用地については、田 1/20 以上、畑、草地及び採草放牧地 15 度以上勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

(イ) 自然条件により小区画・不整形な田

(ウ) 積算気温が著しく低く、かつ、草地比率 70%以上の地域の草地

(I) 町長の判断によるもの

a 緩傾斜農用地

(a) 急傾斜農用地と連担している緩傾斜農用地

一団のまとまりを形成している緩傾斜農用地が、一団の急傾斜農用地と物理的に連担している場合（この場合急傾斜農用地と同一の集落協定内において、通作、水管理等上流の急傾斜農用地を維持する上で必要な一団の農用地に限る。）

(b) 緩傾斜という条件に別の農業生産条件の不利性が加わる場合

(i) 緩傾斜農用地が高齢化の進行により耕作放棄が進んでいる場合

緩傾斜農用地を含む協定集落に係る高齢化率・耕作放棄率の両者が全国平均以上とする（高齢化率 30%以上、耕作放棄率：田 5%以上、畑（草地含む。） 10%以上）

(ii) 土壌条件が著しく悪い場合

(iii) その他

(c) 法第 3 条第 3 項第 1 号事業の対象とした農用地

b 高齢化率・耕作放棄率の高い農地

急傾斜農地及び緩傾斜農地以外の農地で高齢化率 40%以上、耕作放棄率：田 8%以上、畑（草地含む。） 15%以上の農地

(オ) 和歌山県知事が地域の実態に応じて指定する地域

2 対象者

認定農業者に準ずる者とは、例えば、町の人・農地プランで中心となる経営体に位置付けられた者など地域の実情に合わせて町長が認定する者とする。